

「大阪・関西万博」自治体催事出展計画等作成業務仕様書

1 委託業務名

「大阪・関西万博」自治体催事出展計画等作成業務

2 業務の目的

県は、令和7年に開催される大阪・関西万博（以下「万博」という。）において、自治体の魅力や未来ビジョン等をPRする「自治体参加催事」に出展し、国内外に開かれた「開の国やまなし」の取り組みを広く発信することとしている。

出展にあたっては、富士山、フルーツ、美酒美食、水素関連技術などを一体的・戦略的にプロモーションすることによって、本県の「上質」、「先進的」というブランドイメージを国内外に広く浸透させ、国内外の需要を取り込む効果を期待している。

本業務は、この出展をより効果的で魅力的な内容とするため、出展に関する計画及び開催期間中の運営計画等の策定を委託するものである。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和6年12月27日までとする。

4 出展概要（※下記内容については変更の可能性があります）

（1）出展期間

令和7年8月22日（金）～24日（日）の3日間（予定）

※前後1日（21日・25日）に設置・撤去を予定

（2）出展会場

屋内展示場「EXPOメッセ」2,000㎡の一部（2／6区画）

※1区画180㎡、計360㎡の専有スペースに加え、他の同時出展者2者と共同利用するステージ（10m×5m）を利用する前提とする

5 想定する発信内容（予定）

山梨が世界に誇る「水素関連技術」、「富士山」を全面に打ち出した企画展示や試飲・試食等を通して、未来を担う子どもたち（親子連れ）などに魅力的で五感を刺激する心躍る体験を提供する。

（1）上質な空間・上質な体験を享受できる「やまなし」の魅力紹介

ア 最先端VR体験 注1

イ 県産食材、県産酒の試飲、試食

ウ 県産グリーン水素等を活用した催事 注2

エ 山梨の地域資源に実際に触れることのできる体験機会の提供

オ ブランドプロモーション動画の上映 注3

カ 来場記念「山梨県オリジナルNFTデジタルアート」の配布 注4

（2）挑戦を続ける「やまなし」の先進的施策紹介

ア 水素関連技術（やまなしモデルP2Gシステム、水素・燃料電池関連産業など、水素

を「つくる」「ためる」「はこぶ」「つかう」の一連の流れが体感できる内容とする)、
メディカル・デバイス・コリドー推進計画、新事業チャレンジ支援(テストベッドの聖
地化含む)、4パーミルイニシアチブ等

(3) 地場産品の見本展示及びオンライン販売

(4) ステージを活用した、本県催事に関するオープニングセレモニー並びに県産食材及び
県産酒によるペアリングセミナーの開催

※注1、3、4の動画コンテンツ及びNFTデジタルアート(制作)については、本年度別業
務にて発注した成果品を県から提供することを想定

※注2のグリーン水素は、やまなし水素カンパニーの協力のもと、山梨県甲府
市米倉山で製造された水素を万博会場へ運搬して使用することを想定

※公益社団法人2025年日本国際博覧会協会(以下「協会」という。)から随時示される
レギュレーション(ガイドライン、要件等)に対応すること(例:火気器具の使用可否、
アルコールの提供可否等)

6 委託業務

「万博」における山梨県ブース(仮称)全体の出展内容や運営方法等の計画を作成

(1) 基本計画の企画・作成

ア イベントタイトル(30文字以内)、サブタイトル(30文字以内)

※中間報告時に、次案のほか2案を提案すること。また日本語と英語で作成すること。

(タイトル) 山梨の魅力をまるごと体感!ハイクオリティやまなしフェス in 万博

(サブタイトル) ~富士山、フルーツ、美酒美食、水素技術であなたの五感を刺激~

イ 展示コンセプト、テーマ

ウ 展示内容(設計・演出・構成・装飾等)

エ 備品、機材、物品、人員等の整理、調達、運搬にかかる計画

(2) 運営計画の作成

ア 出展期間中の動線、安全確保計画

イ スタッフの配置、進行計画

ウ 展示に関する搬入出計画(設置・撤去含む)

(3) イメージパース・会場図面作成(2案以上作成し、中間報告でも提出すること)

(4) ブース内の多言語対応に関する計画の作成

(5) 工程表の作成

(6) 出展に係る概算見積書の作成

(7) 出演者及び出展関係者に関する各種調整

ア 出展企業、団体等

イ 別発注業務委託事業者

7 県への実施報告

委託業務の遂行に際しては、県の担当者と毎月2回程度の打ち合わせを実施すること。

この際、委託業務が本仕様書に示すものに適合していないと認めるときは、業務の手直し
をさせることができることとする。また、県が必要と認める場合には随時打ち合わせを实

施できるものとする。

委託業務完了後は、速やかに委託業務実施報告書を県に提出すること。

8 成果品の提出期限及び納品場所

(1) 成果品

「6 委託業務」で示した業務内容を盛り込んだ基本計画書（全体版・概要版）

ア イメージパース・会場図面案について、令和6年7月中旬頃に中間報告を行うこと

イ 成果品は電子ファイルで提出すること

(2) 提出期限

令和6年12月27日

(3) 納入先

山梨県知事政策局地域ブランド推進グループ

9 留意事項

- (1) 協会が提示する各種ガイドライン等に沿った展示内容とすること。
- (2) 展示内容や構成を検討する際には、展示物の出展後の利活用についても考慮すること。
- (3) 委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- (4) 委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- (5) 委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (6) 委託業務において個人情報を取り扱う場合には、『「大阪・関西万博」自治体催事出展計画等作成業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (7) 委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つよう心がけなければならない。
- (8) 委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については県に帰属し、本業務終了後においても県が自由に無償で使用、加工ができるものとする。なお、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (9) 受託者は成果品に使用する全てのものについて必ず著作権等の了承を得て利用すること。第三者の著作権等の権利を侵害したときは、受託者は、その一切の責任を負うこと。
- (10) 委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査の対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- (11) 委託業務の実施にあたっては、随時、県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情

報共有を密にしなければならない。

10 その他

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、委託業務の一部を再委託する場合は、事前に山梨県の承諾を得ることとする。

(2) 仕様の変更について

受託事業者は、新型コロナウイルス感染症拡大等のやむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は受託業務執行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について県と協議することができることとする。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこととする。